1960年代の中国の対西独政策について

― 「ベルン会談」をめぐる中国の外交文書を中心に ―

邵 天澤

はじめに

1964年の5月から12月まで、共に分断国家であった中華人民共和国とドイツ連邦共和国(以下、中国¹⁾と西独)はスイスのベルンで政府間貿易協定および貿易機関の相互設置について、計四回にわたる会談を行った。この会談は中国と西独の史上初の政府間による接触であり、通常「ベルン会談²⁾」と呼ばれ、両国関係史に重要な意義を有する出来事であった。しかし、会談での交渉は何も成果を挙げることができず、中国側が継続を拒否することによって打ち切られた。会談が行われた1964年の時点では、中国と西独は外交関係を結んでいなかったことから、ベルンでの交渉自体が秘密外交であった。

史料の制限から中国では「ベルン会談」に関する研究の始まりはかなり遅く、2002 年から始まったと見られる³⁾。さらに、当時の研究は注釈や史料の出典に関しては若干杜撰であり、論旨の実証性が疑わしいと言わざるを得ない⁴⁾。2008 年 11 月から中国外交部档案館が 1961 年から1965 年迄の史料を公開したことにより、「ベルン会談」をめぐる中国側の対応をようやく外交史的に跡づけることができるようになった。一方、公開された史料を用いてより実証性の高い研究⁵⁾が出てきたものの、「ベルン会談」での中国・西独の交渉過程や交渉が頓挫した経緯と原因の検証に専ら焦点が当てられてきたことから、これまで中国の対西独政策の実態は充分に明らかにされてこなかった。その他、山影(2011)は「ベルン会談」における中国側の認識を中心に論じたものの、主な目的は、中国がどのように西側諸国との関係を展開しようとし、中国の対西欧諸国政策を明らかにすることに置かれたことから、中国の対西独政策そのものの解明には限界があった⁶⁾。さらに、山影が中国と西独の関係を論ずる際にドイツ民主共和国(以下、東独)というファクターの考察が欠けていたことは指摘しなければならない。

本稿は、まず、1960年代の中国・西独を取り巻く国際環境を簡単に紹介したうえで、主に中国の公開外交档案(文書)に依拠しながら、中国が西独からの政府間貿易協定について話し合いたいという打診に応じた意図、そして「ベルン会談」の継続開催を拒否した思惑を時系列に沿って考証することで、中国の対西独政策について検討を試みる。

1. 中国と西独が接近する歴史的背景

1960年代初頭に中国が西独と接近した原因は、主に中国を取り巻く国際環境の変化にあると考えられる。例えば、中ソ対立と中仏国交正常化が取り上げられる。しかし、中ソ対立と中仏国交正常化の経緯やその影響は既に数多くの先行研究によって論じられてきたので、本稿の論旨はあくまで中国の対西独政策に主眼を置くため、本章では中国・西独関係の変化に影響を及ぼしたと考えられる史実についてのみ述べることにする。

1-1「二つの中間地帯論」の登場

1950年代後半以降の国際情勢は、米ソ二極体制から多極体制へ移行する趨勢があった。この傾向に影響を与えたのは、アメリカと西欧諸国の間の矛盾が拡大したことと中ソ対立が激化し始めたことである。

建国後の中国は「向ソー辺倒」方針を採用し、全ての力を集結してアメリカ帝国主義を最大限に孤立させ、闘争を行うという「反帝」方針を確立した。しかし、中国はソ連との関係が悪化するにつれ、従来の「反帝」に加え、「反修」という目標を掲げ、ソ連修正主義と対抗しなければならなくなった。自国を取り巻く国際環境の変化に対応するため、中国の対外政策は大きな転換を迎えた⁷。

対外政策の変化に迫られた中国は、新たな外交理論を打ち出すようになる。これはのちに「二つの中間地帯論」と呼ばれる理論の登場である。

「二つの中間地帯論」の起源は、「中間地帯論」にある。後者は国共内戦前の 1946 年 8 月に行われた毛沢東とアメリカ人女性記者アンナ・ルイーズ・ストロング(Anna Louise Strong)との対話に遡る⁸⁾。最初の「中間地帯論」の内容は「アメリカとソ連の間に広大な中間地帯が挟んでおり、その中間地帯を構成したのはヨーロッパ、アジア、アフリカの多数の資本主義、植民地、半植民地国家」である。これは当時中国共産党の国際情勢観を示すものであった。建国後、全国的権力を掌握した中共は「向ソー辺倒」を宣言し、それ以降「中間地帯論」は中共の公式文書、声明から見いだせなくなった。1950 年代の後半に「中間地帯論」が再浮上したものの、本格的に蘇ったのは西側諸国との関係が強化されるようになった 1960 年以降⁹⁾ と見られる。その際、「中間地帯論」の内容も大きな展開を遂げ、「二つの中間地帯論」となった。

1963年9月の党中央工作会議で、毛沢東は「中間地帯には二つがある。第一中間地帯はアジア、アフリカ、ラテンアメリカであり、第二中間地帯は西欧、日本、カナダである¹⁰⁾。」と論じた。要約すれば、「反米統一戦線」を形成するうえで、毛は従来の中間地帯と見做された国を更に細分化したのである。また、このなかで対米自主路線を明確に打ち出したシャルル・ド・ゴール (Charles de Gaulle) 大統領の率いるフランスの役割が高く評価された。

「中間地帯論」の再提起、そして前者に基いて展開された「二つの中間地帯論」は中国が新たな対外戦略に踏み出したことを意味する。つまり、中国とって「第一中間地帯」は従来通り重要

であることに変わりはないものの、「第二中間地帯」に接近して米ソによる世界支配に反対し、 覇権主義に対抗する必要があった。このように、「二つの中間地帯論」に基づき、西欧との関係 を改善する機運が高まった。

以上のようなことから、中国が西欧の一員である西独と接近した背景の一つに、中ソ対立の深刻化に伴い、ソ連に依拠しない新たな外交理論「二つの中間地帯論」の登場を指摘できる。

1-2 中仏国交正常化

1964年1月27日に、「外交上の核爆発」と言われる事件が起こった。中国が西側主要国のフランスと大使級の外交関係を樹立したのである。

1958 年から 1961 年にベルリン危機をめぐり、米ソの対立は激化し、さらに翌年のキューバ危機で両国の緊張は頂点に達し、核戦争寸前まで至った。キューバ危機後、米ソ両国は相互の勢力圏を確認し、核戦争の防止に協力するようになり、デタントの歩みを本格化させた。米ソの協調を象徴する代表的な事例は、1963 年に米ソ英間で調印された「部分的核実験禁止条約」(Partial Test Ban Treaty, **PTBT**)であろう。米ソ英による核の独占に強く反対した中国とフランスは、共通の利益を見出し、接近し始めた 11 。また、こうした中仏の互いに積極的に接近する努力が功を奏したことの背景には、中ソ関係および中印関係の悪化があったことを忘れてはいけない 12 。

フランスと中国の国交樹立は、隣国である西独国内に強い衝撃を与えた。フランスが中国との外交関係を樹立すると宣言した直後の1月31日に、駐東独中国大使館が西独側の態度について、「西独政府は米国との関係を配慮し、「二つのドイツ」の現状を認めない立場から直ちに我が国に対する政策を変更しないかもしれないが、中仏国交正常化の影響で我が国との貿易交渉を希望し、とりわけ経済界の態度は積極的である¹³⁾」と中国外交部へ報告した。中国側は中仏国交正常化が西独に積極的な影響を及ぼしたことを確認し、中・西独関係に波紋を広げることを期待したことが伺える。

一方、西独側も中仏国交正常化が中・西独関係に与えた影響の大きさを認めた。長年西独の対中政策の策定に携わった E・マヨニカ(Ernst Majonica)前連邦議会議員は「1964 年における西独のすべての外交政策は、フランスと北京の和解という暗い影に影響されている¹⁴⁾。」と述べた。政府の反応と比べれば、西独財界の反響のほうが一層大きかった。中仏国交正常化から緊迫感を感じた西独財界は、中国との貿易関係の改善と強化を政府側に強く呼びかけた¹⁵⁾。

従って、中仏国交正常化も中国・西独の距離を縮める要因となったのである。

2. 「ベルン会談」に先立って

「ベルン会談」を行う契機となったのは、1964年2月24日に西独のドイツ経済東方委員会 (Ost-Ausschuss der Deutschen Wirtschaft、以下、東方委員会) の委員長であるヴォルフ・フォン・アメロンゲン (Otto Wolff von Amerongen) が駐スイス中国大使館を訪れて中国と西独の間

に政府間貿易協定を締結する可能性について打診したことであった。しかし、それ以前の駐東独中国大使館の報告によれば、実は中国側は今後西独からの民間及び政府間貿易協定に関する交渉の依頼がくると予測していた¹⁶。また、中国駐スイス大使館の田犁春¹⁷ 商務参事官は将来、西独と貿易について交渉する際に「帝国主義諸国の矛盾を拡大させ、我が国の影響を増加させるため、西独との貿易交渉に関しては前向きに検討し、積極的な方針を取り、計画的に工作を展開すべきである。付加的条件がないことを前提に西独と交渉して貿易協定を結ぶことを検討しても良い¹⁸」という政策提言を中国外交部へ送った。つまり、西独周辺にある中国大使館は、地道に収集した情報を通じて西独の動きを分析し、遠くない将来に中国が西独との交渉を想定し、事前に対西独政策を緻密に検討したことが判明する。

2月24日にヴォルフと秘書が駐スイス中国大使館を訪れ、崔継瑗参事官¹⁹⁾ および田犁春参事官と接見して中国と西独の政府間貿易協定の提携について話し合った。ヴォルフは今回の訪問を「西独政府の意思」と表明し、西独政府は中国との関係改善に強い意欲を持っており、公式の貿易協定を締結すれば中国と西独の国交正常化に重要な貢献を果たせると共に貿易の障害を取り除けると言った。また、ヴォルフは、もし中国政府が協定の商談を拒否しなければ、西独政府は外務省政策局局長のフランツ・クラプフ(Franz Krapf)を派遣して政府間交渉を行う用意があると中国側に伝えた。駐スイス大使館は、ヴォルフとの話し合いから、「西独政府の対中態度は表面上冷淡だが、実は関係改善に意欲的である」と評価した。「西独政府が積極的に中国と貿易関係の発展を望んでいることは、西独とアメリカの矛盾〔足並みの乱れ〕を表しており、最大限にアメリカを孤立させるために西独対して適切な工作を行う必要がある」と、外交部に提言したのである²⁰⁾。

しかし、報告を受けた外交部は西独政府側の人員との接触を許可したものの、交渉に対する態度は冷ややかなものであった。中仏国交正常化以降、西側諸国²¹⁾の内部では中国と国交の樹立を唱える声が活発になったが、こうした国々の政府は中国との関係を展開する際に依然として「政治と経済」を切り離す手段を選んだ。これに対し、外交部は西欧諸国との関係を樹立する際に受動的な立場に陥ることを危惧した。つまり、もし西独と政府間貿易協定を締結し、貿易機構の相互設置を実現すれば、「政治と経済」を切り離す方法を認める「先例」をつくることになり、中国の対外戦略に不利な状況をもたらすと外交部は懸念したのである。また、外交部は「〔公式ではなく〕たとえ全面的な民間貿易協定を締結することができたとしても、政治的な意味は大きくない²²⁾ と考えた。

外交部の指示を受けた駐スイス大使館は 4 月 8 日にヴォルフの秘書を招待し、西独政府からの打診に応じるという意向を伝えた。5 月 6 日にヴォルフと秘書が再び駐スイス大使館を訪れ、西独政府は 5 月 13 日以降ならいつでも中国と交渉可能であることを中国側に伝えた 23 。

翌日に中国外交部宛のなかで、駐スイス大使館は西独と政府間貿易協定の交渉について以下のような分析を行った。

「総じて、本件はデメリットよりメリットのほうが多い。政治の面でも経済の面でも我が国に有利である。まず、政治の面からみると、①我が国が最大限にアメリカ帝国主義を孤立させるという方針に有利であり、西独と政府間貿易協定〔ただし、西ベルリンを西独マルク区と承認することを除く〕および貿易機関の相互設置が成立すれば政治的な意味合いがあり、西独の対中政策におけるアメリカの支配と束縛に打撃を加える。②我が国がソ連から攻撃される根拠にならない。なぜなら、我が国は協定を交渉する際に西ベルリンが西独に属することを認めない姿勢をとるからだ。西ベルリンの帰属問題に関しては、ポーランドやハンガリーが〔ソ連の黙認下で〕すでに西独に属する事を認めたから…〔略〕 ③〔西独との交渉〕は受動的な先例をつくることにならない。イタリアやベルギーやオーストリアなどの西欧諸国が我が国と外交関係を展開する際に影響しないだろう。西独政市は蒋介石政権と外交関係がないから、イタリアやベルギーは西独に倣うことが出来ない24。」

(傍点、丸数字はいずれも筆者による。以下、同じ)

以上のように、駐スイス大使館は西独と政府間貿易関係の提携に向けて協議に乗り出す前に、すでに西独との交渉における「ベルリン条項」(Berlin Klausel²⁵⁾)の重要性を認識していた。また、西独との交渉により、ソ連修正主義との闘争において自国が不利な立場に陥る可能性があることも明白に意識していた。最後に、駐スイス大使館は西独が台湾と外交関係を結ばないことを取り上げ、西独には西欧諸国とは異なる「特殊性」があることを強調することによって外交部の不安を見事に払拭した。

この報告からみれば、西独と政府間貿易関係について交渉するのは、「反帝」と「反修」という二大方針に矛盾しない、しかもその他の西欧諸国に影響を与えないなどのメリットがあると中国側は認識していた。このように、中国の対西独政策は「反帝反修」という大原則の下で構築された。

周恩来国務院総理は上記の報告に目を通した後、外交部と対外貿易部に対して、早急に検討せよと指示した。5月15日に、駐スイス大使館の案を検討し、評価した外交部は駐スイス西ドイツ大使館との接触を許可した²⁶⁾。双方は事務連絡を経て、5月22日に駐スイス中国大使館において第一回「ベルン会談」を行うことを決定した²⁷⁾。

3. 四回の「ベルン会談」

3-1 第一回会談

第一回会談では、西独側の代表はハンセン(I. Klasse Hansen)駐スイス西ドイツ大使館参事官、中国側の代表は崔継瑗参事官である。会談中、双方は慎重に意見交換を行った。一回目の会談の論点は、主に①双方の貿易協定に対する認識、②「ベルリン条項」の貿易協定における重要性、この計二点と考えられる²⁸。

西独側はまず、貿易協定の締結について中国側の意思を確認した。その後、貿易協定において、ベルリン問題は非常に重要であり、一般の独立国家と協定を締結する際に必ずベルリンも含まれるとした。西独は東欧諸国と協定を締結する際に、相手の状況を配慮してベルリンを「西独マルク区」に属すと表記したが、中国と協定を結ぶ際にベルリンを含んで欲しいと中国側に注文をつけた。また、西独側は1957年に中国と西独間に締結された民間協定²⁹⁾の例を持ち出し、要求の正当性を唱えた。西独側の主張に対して、中国側は「ベルリン条項」について明確な態度を示さないまま回答を保留した。

中国側の記録から推測すれば、西独との会談を通じ、駐スイス中国大使館は、西独が悪化しつつある中ソ関係を利用し、ベルリン問題(Das Berlinproblem³⁰⁾)における中国側の立場の変化を催促していると捉えた。西独の思惑を感じた崔継瑗は、会談中に以下のように述べ、中国の立場について表明した。

「われわれは西独を利用して東独を圧迫したり、東独を利用して西独を圧迫したりしない。 東独は国際共産主義運動のなかで我が国を攻撃すると言っても、我が国は二つのドイツに対する一貫した立場を変えることはない。中国政府は中国人民および世界人民の利益に基いて 物事を考える。どんな状況があっても、我が国の原則を犠牲にすることはない。ドイツ人民 のことはドイツ人民自身で解決してほしい³¹⁾

このように、中国の対西独政策は、中ソ関係をきっかけに中国を取り巻く国際環境が悪化して も、状況の変化に応じてすぐ変更することなく、一貫した原則に基づいて展開されたことが伺え る。また、西独との交渉において、中国側は常に東独を意識していた点も指摘できる。

会談の詳細な内容を報告した後、今後の方針について、駐スイス大使館は外交部に指示を求めた。

第一回目の「ベルン会談」が行われた後の5月30日、王炳南中国外交部副部長が中心となって西独と交渉する際の詳細な外交方針を作成し、中共中央の批准を経て、駐スイス大使館へ送られた。

外交部が設定した方針は、以下の通りである。この方針を通じ、当時の中国の西独に対する認識や「ベルン会談」で達成したい目的が明らかになった。

「①西独は戦後アメリカ帝国主義によって作られた軍国主義国家であり、近年その国力を伸ばしつつあり、アメリカとの関係に変化が生じてきた。米ソの妥協〔ここは部分的核実験禁止条約のことを指すと考える〕により、西独とアメリカとソ連間の齟齬が深まりつつある。西独はこれまでに我が国を敵視する政策を取っていたものの、蒋介石政権と外交関係を拒否しており、しかも今、我が国との貿易関係の発展を希望している。今の西独側の動きは、国際社会の情勢に基いて新たな外交政策を打ち出していることを意味すると考える。西独の意

図は、我が国と関係を展開することにより、アメリカに対する駆け引きに用いる材料を増やし、ソ連に圧力を与え、我が国との貿易を拡大させることで英、仏、日本との我が国国内市場における競争地位を高めることにある。……

②帝国主義陣営の分化を促進し、第二中間地帯の発展を徹底的に実行するため、新しい情勢の変化と帝国主義陣営内の西独の地位に基いて、反軍国主義の原則下、闘争すると同時に利用するという妥当な活動を進行する。そこで、西独と政府間貿易協定および貿易機関を相互設置することに賛同し、西独と米ソ間の矛盾および西独と英、仏、日本の我が国との貿易をめぐる競争を利用し、対西独政策を展開する。政府間貿易機関の設置を認める。西独は蒋介石政権と外交関係を結んでいないから、政府間貿易機関の相互設置は二つの中国の問題を引き起こさない³²⁾。」

また、駐スイス中国大使に、外交部は譲歩できない原則および、自国に有利な条件を取得するための具体的な方法として以下の三点を指示した。

- 「① 西ベルリンは貿易協定の範囲内に含むことに同意しないという原則を堅持する。
- ②西独の禁輸問題では融通を利かせ、アメリカの禁輸政策に打撃を加える。
- ③西独に蒋介石政権と政府間貿易関係を持たせないことを保証させる33)。」

当時、外交部は、中国と西独の貿易協定のメリットとデメリットについて以下のように認識していた。

「中国と西独間に政府間貿易機関の相互設置が実現すれば、中仏国交正常化に並ぶ我が国の対西欧諸国政策の重大な成果であり、国際社会に大きな反響を呼ぶことになるだろう。西独との貿易機関の相互設置は、アメリカ帝国主義の手先である西独軍国主義に反対する原則と我が国がドイツ統一問題に対してこれまでとってきた正確な立場に影響を及ぼさないと考える。ポーランド、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリアが西独との貿易機関の相互設置に関する協定のなかで、西独が西ベルリンを代表していることに同意したことから、もし我が国が協定のなかに西ベルリンを含まないことを明記すれば、反修正主義闘争とドイツ人民の支持の両面において有利である。メリットとデメリットを検討した結果、デメリットよりはメリットのほうが多いと考える³⁴。

以上のような内容は、中国の対西独政策の中核となった。中国はこの方針に基き、「ベルン会 談」において西独と交渉した。

3-2 第二回会談

第一回目の会談を終えた後、のちに中国・西独関係の展開に大きく影響する事件が起こった。 6月12日にルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Wilhelm Erhard)西独首相はアメリカへ訪問し、翌日の13日の記者会見で「中国と外交関係の樹立および貿易協定を締結するつもりはない。西独はアメリカと連携し、中国に対して積極的な姿勢をとらない」と宣言したのである³⁵⁾。

エアハルトの発言に対して、6月25日に中国外交部西欧局は、①エアハルトの訪米を終えた三、四週後に西独側の対中態度が悪化しなければ、また相手から協議の継続を提出してきた場合、応じてもかまわない。②エアハルトの発言について西独の説明を要求し、事情を聴取したうえで抗議し、相手の態度次第で会談の継続を決める。③「ベルリン条項」に関しては、西ベルリンは西独の一部と認めない原則を堅持しなければならない³6)、という三つの提言を外交部に送った。

7月18日、提言を受けた中国外交部は①と②を採用したが、③に関してはより厳しく指示した。 駐スイス大使館に対して「西独から西ベルリン問題を提起してくれば、我々の態度をはっきりし、 相手の幻想を破る。西ベルリンは西ドイツの一部ではないと明確に伝える。もし相手が1957年 の民間貿易協定の例を再び持ちだしたら、それは今回の会談と関係ないと伝える³⁷⁾」という方針 を伝えた。

第二回「ベルン会談は」は7月23日に行われた。西独側の代表ハンセンは中国・西独の接触はマスコミで報じられており、西独政府は会談の秘密裏の進行を続けるために「ベルン会談」の存在しないという声明を出した。そして、中国側は西独政府が出した声明に理解を示しつつも、「6月以降エアハルトが中・西独関係についてアメリカに追随し中国を敵視する態度を何回も談話で発表し、中国と外交関係の樹立および貿易協定を締結するつもりがないと公表した」と西独政府を強く非難した。しかし、その後、態度が軟化し、「今後の協議で最も重要な問題は双方が両国関係を発展させる願望を持っていることである。我々の態度は肯定的である。」と述べた。西独側は「メディアが報道したエアハルトの言説は歪曲かつ不正確であり、西独は中国と物々交換貿易協定の締結に向けた実務的会談を行う準備がある38」と弁明し、中国側に物々交換貿易協定の締結に向けた実務的会談を行う準備がある380」と弁明し、中国側に物々交換貿易協定の締結に向けた実務的会談を行う準備がある380」と弁明し、中国側に物々交換貿易協定の締結に向けた実務的会談を行う準備がある380」と弁明し、中国側に物々交換貿易協定の締結に向けた実務的会談を行う準備がある380」と弁明し、中国側に物々交換貿易協定の発展した。

会談後、中国駐スイス大使館は「西独はアメリカとの関係を配慮し、アメリカからの圧力を受け、我が国との貿易協定を締結するのは早くに実現できないだろう。西独側のやり方は先延ばしのようである」と分析した。この時点で、中国側はすでに西独との貿易協定の締結に期待していないことが明らかである。

3-3 第三回会談

二回目の会談での西独側の対応に対して、中国側は強く不満を感じた。外交部は、西独政府に しばらく冷淡な態度を取り、様々な方向から圧力をかけることを検討した。具体的には、「①西 独から会談の継続を要請されれば、応じることができるとする。しかし、西独政府の友好的では ない対中態度に対してより一層強く非難する。貿易協定から物々交換貿易協定に変更する行為に は理解できないと伝える。②西独側の民間人と接触する際に西独政府の対中態度を批判し、物々交換貿易協定に興味がないとはっきり伝える。③メディアを利用して西独に圧力をかける⁴⁰⁾」という三つの対策を講じた。

8月22日から9月2日まで、中国の指導部は対西独政策の方針を固めた。この方針は、「①ドイツ問題、ベルリン問題における我が国の原則、立場を堅持する。②西独の対中態度に対して、接触を断らずに保ちつつ、圧力をかけ、西独政府に冷淡な態度をとり続ける⁴¹ となっている。

10月2日⁴²⁾ にハンセンは崔継瑗を訪れ、西独側は物々交換貿易協定に興味があることとメディアを避けるために会談場所をロンドンに変更してほしいことを伝えた。崔継瑗は外交部の指示に基き、中国側としては物々交換貿易に興味がないことをはっきりと述べた。また、会談場所の変更は政府に伝えておくと述べ、西独の要請を受け入れた。第三回目の会談では、貿易協定以外に中国側は、西独と他国の新聞が「中国が西独に長期借款を要求する」と報じたことに抗議して会談を終えた⁴³⁾。

3-4 第四回会談

11月27日に行われる最後の会談に先立ち、中・西独関係に壊滅的な打撃を与えた二つの事件が起こった。

一つは、11月16日にアメリカのAP通信が、中国が西独と会談した後に「ベルリン条項」を含む貿易協定の締結に同意したという記事を出した⁴⁴⁾。四日後、周恩来国務院総理は「会談の継続は拒否しないが、積極的な姿勢を取らない。会談中にベルリン条項を絶対に受け入れない」と外交部に指示した。また、周恩来は駐東独大使館に対し、もし東独側から中国の「ベルリン条項」に対する態度に関して問われた時に「中国はベルリン条項を絶対に受け入れない⁴⁵⁾」と返答せよと伝えた。周恩来のこの指示をみる限り、西独との関係を処理する際に東独を常に懸念していたことがわかる。

もう一つの事件は、キリスト教社会同盟党党首を務めたフランツ・ヨーゼフ・シュトラウス (Franz Josef Strauß) 前国防相が台湾を訪問し、西独と台湾間の外交関係の樹立および貿易代表 の相互派遣について言及したことである⁴⁶⁾。これは、言わば中国の逆鱗に触れる行為と言っても良い。

11月27日⁴⁷⁾の会談で、まず、今後の会談場所をロンドンに変更することに向け、次の会談は 駐英西独大使館が直接に駐英中国代理大使館に連絡することを合意した。この後、中国側は真っ 先にシュトラウスが台湾に訪問したことについて痛烈に非難した。シュトラウスの行為を「アメ リカに追随して二つの中国を作り出す陰謀」と表現した。ハンセンは、「シュトラウスは一私人 であり、政府関係者ではないので西独政府と関係ない」と弁明したが、中国側は理解を示さずに 「シュトラウスは現政権のメンバーではないが、与党キリスト教社会同盟党の党首であり、政府 の政治活動にも参加している。彼の発言は一般記者が行うものとは違う」と述べた。次に中国側 は西独の新聞が中国側は「ベルリン条項」を受け入れると報じたことを取り上げ、こういう報道 のことを「根拠のないかつ企みあってのデマ」とし、「西ベルリンは西独の一部ではないことは 周知の事実であり、どん状況であろうと我々はベルリン条項を受け入れることは絶対にできない し、絶対に原則を取引しない」と強調した。ハンセンは「ベルリン条項」を「技術的問題」とし、 中国側の妥協の余地を探ろうとしたが、中国側は「ベルリン条項の条件下においては如何なる協 定も締結することができない」と一蹴した。

翌年の2月 11日 48 に駐英西ドイツ大使館が駐英中国代理大使館に会談の継続について打診した 49 が、中国側は応じず、「ベルン会談」は何も成果を上げることができずに正式に打ち切られた。

おわりに — 中国の対西独政策の実態

以上のように、本稿は「ベルン会談」をめぐる中国側の公開档案に基づき、時系列に沿って双 方の交渉内容を考証し、とりわけ一、二回目および「ベルン会談」の開催前の中国側の検討内容 や対応を中心に論述してきた。

「ベルン会談」からみる中国の対西独政策は、両政府の接触に先立つ 1963 年の「二つの中間 地帯論」の登場の頃から、西独と実際に接触を経て徐々に明確化されるようになり、一回目と二 回目の会談後にようやく完成された。1960 年代の対西独政策は以下のような特徴を有すると考える。

第一に、中国の対西独政策の根幹となったのは「二つの中間地帯論」である。そして、対西独政策はあくまでも「反帝反修」という対外戦略の一部分として構築されたのである。西独からの打診に対する中国の判断は、主に戦後から力を伸ばしつつある西独はアメリカとの矛盾を拡大しているという認識に基いていたのである。中国にとって、西独とアメリカとの矛盾を利用し、帝国主義陣営の分化を促進してアメリカを孤立させるという「反帝」方針こそ、対西独政策の再優先目標であった。それ以外、例えば経済的利益などの要素は副次的だと言える。

第二に、対西独政策の策定過程には東独という要素が重要であった。確かに中国と西独の間に 台湾問題は存在していなかった。しかし、中国と正式な外交関係があった東独のことを決して無 視することができなかった。これまで取り上げた中国側の档案記録からみれば、中国側が対西独 政策の策定に常に東独のことを強く意識していたことが明らかである。中ソ関係の悪化につれ、 ソ連側に付く東独との関係も冷え込むようになっていたと言っても、中国は東西ドイツに対する 一貫した方針を変えることはなかった。

以上、本稿は1960年代の中国の対西独政策を初歩的に検討してみた。未消化の史料が少なくなく、かつ短い間に執筆した本稿で論じられなかった点が多数あることを確かである。例えば、本稿は主に中国の公開档案に依拠して中国の対西独政策の実態を探ったが、中国側の档案しか使っていないため、当然看過してしまう部分があると考えられる。今後の課題として、中国の他の西側諸国に対する政策と対比して中国の対外戦略の実態を究明したい。

注

- 1) 本稿において、「中国」とは1949年に成立した中華人民共和国を指すこととし、文中に出る「台湾」を国共内戦の敗退で台湾に移転した中華民国を指す。
- 2) 中国語の先行研究では、1964年に行われた中国と西独の政府間会談のことを「伯爾尼会談」と表記されている。本稿ではこれに従って「ベルン会談」と訳して使用する。
- 3) 管見の限りでは、初めて「ベルン会談」をテーマにして論文として書かれたのは、潘琪昌「伯爾尼会談 中徳関係史上的一段秘史」『徳国研究』 2002 年第 3 期第 17 券 (2002 年) 13-19 頁。
- 4) 上掲論文及び潘琪昌『百年中徳関係』(北京世界知識出版社、2006年) 166-191頁。王泰平『中華 人民共和国外交史』第二券(北京世界知識出版社、1998年) 411-413頁。
- 5) 邵曼「外交部解密档案中的 1964 年中徳伯爾尼会談」『蘭台世界』第 16 期(2012 年 6 月)40-41 頁。 葛君「"第二中間地帯" 策略与 1964 年伯爾尼接触」『中国社会科学内部文稿』 2013 年第四期(2013 年)166-176 頁。
- 6) 山影統「中国の対西欧諸国政策 1964 年の中国・西独政府間会談を中心に」『現代中国外交六十年 変化と持続』添谷芳秀編、(慶應義塾大学出版会株式会社 2011年) 215-236 頁。
- 7) 1960 年台初期の中国の対外戦略の変更について、王泰平『中華人民共和国外交史』第二巻(北京世界知識出版社、1998 年) 360 頁が詳しい。
- 8) 『毛沢東選集』第四巻(人民出版社、1967年)1137-1138頁。
- 9) 「中間地帯国家的性質各不同」『毛沢東外交文選』(中央文献出版社、1994年) 487頁。
- 10) 中華人民共和国外交部・中共中央文献研究室編「中間地帯有両個」『毛沢東外交文選』、(中央文献 出版社、1994年) 506-507 頁。
- 11) 李軍「中法建交背景及原因浅析」『国際関係学院学報』2005 年第 2 期(2005 年)16 頁
- 12) 姚百慧「中国対法政策調整与富爾一九六三年中国之行」『中共党史研究』 2014 年第 5 期(2014 年) 37-39 頁。
- 13) 「駐徳使館致外交部:西徳対中法建交的反映(1964年1月31日)」(中華人民共和国外交部档案〈北京、中華人民共和国外交部档案館所蔵、以下「外档」と記載〉110-01232-05)。
- 14) Ernst Majonica, 1971, Bonn-Peking. die Beziehungen der Bundesrepublik Deutschland zur Volksrepublik China, Stuttgart: W. Kohlhammer. S. 80–81.
- 15) 「駐瑞士大使館商参处致対外貿易部: 関于対西徳貿易的情況和幾個個人的意見(1964年2月13日)」(外档110-01773-03)。
- 16) 「駐徳使館致外交部:西徳対中法建交的反映(1964年1月31日)」,(外档110-01232-05)。
- 17) 潘『百年中徳関係』には「田黎钦」と記述されているが、筆者が閲覧した外交部档案において「田 犁春」とあるため、本稿では档案資料に依拠する。
- 18) 「駐瑞士大使館商参処致対外貿易部:関于対西徳貿易的情況和幾個問題的意見(1964年2月13日)」(外档,110-01773-03)。
- 19) 潘『百年中徳関係』、邵「外交部解密档案中的 1964 年中徳伯爾尼会談」、山影「中国の対西欧諸国 政策 — 1964 年の中国・西独政府間会談を中心に」には「崔济元」と記述されているが、筆者が閲 覧した外交部档案において「崔継瑗」とあるため、本稿では档案資料に依拠する。
- 20) 「駐瑞士使館致外交部并対外貿易部: 奥特沃爾夫来談签訂中西徳官方貿易協議問題(1964年2月27日)」(外档110-02035-03)。
- 21) 注23によれば、外交部はイタリアやベルギーなどの国を意識したと考えられる。
- 22) 「外交部、対外貿易部并促進会致駐瑞士使館:復対西徳接触事(1964年3月20日)」(外档

110-02035-03)

- 23) 「駐瑞士使館致外交部、対外貿易部: 関于西徳拟派其駐瑞士大使同我談訂官方貿易協議和互設代表機構的請示(1964年5月7日)|(外档110-02035-03)。
- 24) 同上。
- 25) 「ベルリン条項」の本質は、西独政府が法律条文の形で「西ベルリンは西独に属する」という内容を既成事実化することである。当時の中国は東西ベルリンが平和的に統一されることを望むとして、西ベルリンを西独の一部として認められなかった。「ベルリン条項」に関しては、K. Helderbran, 1984, *Von Erhard zur Grossen Koalition*. 1963–1969, Stuttgart, Wiesbaden: Karl Dietrich Bracher, S. 91 及び潘『百年中徳関係』が詳しい。
- 26) 「対外貿易部、外交部致駐瑞士使館:復同西徳駐瑞士大使接触事(1964年5月15日)」(外档110-02035-03)。
- 27) 「駐瑞士大使館致外交部并外貿部: 与西徳参賛接触事(1964年5月22日)」(外档110-01296-01)。
- 28) 「駐瑞士使館致外交部并外貿部:西徳駐瑞士参賛等両人来我館試探中徳签訂貿易協定事(1964年5月30日)」(外档110-02035-06)。
- 29) 1957年に中国貿易促進委員会と西独東方委員会が民間貿易協定を締結した。この協定のなかで中国が西ベルリンを含むことを認めた。詳しくは、中华人民共和国外交部编『中华人民共和国条约集・ 第六集』(法律出版社、1958年) 329 頁を参照。
- 30) ここの「ベルリン問題」は、具体的に東西ドイツがベルリンの地位問題をめぐる紛争を指す。第二次世界大戦後、分裂した東独、西独はそれぞれの国内法をベルリンに適用すると宣言し、争闘した。「ベルリン問題」について、宮崎繁樹「ベルリン問題の研究」『明治大学社会科学研究所紀要』(第31 券第2号、1993年3月)51-63頁が詳しい。
- 31) 「駐瑞士使館致外交部并外貿部:西德駐瑞士参賛等両人来我館試探中徳签訂貿易協定事(1964年5月30日)」(外档110-02035-06)。
- 32) 「外交部: 関于開展対西徳工作和同西徳互設貿易機構的請示 (1964年5月30日)」(外档 110-02035-06)。
- 33) 同上。
- 34) 同上。
- 35) 「西欧司: 関于同西徳政府代表就両国関係問題継続会談的請示(1964年6月25日)」(外档110-01296-02)。
- 36) 同上。
- 37) 「外交部致駐瑞士使館:会見西徳参賛注意事項(1964年7月18日)」(外档110-02035-06)。
- 38) 「駐瑞士使館致外交部:西徳建議更换談判地点(1964年7月23日)」(外档110-02035-06)。
- 39) 上記の中国の外交档案では「換貨協定」(日本語訳は、物々交換協定、バーター貿易協定と訳す)と記述したが、西独側の档案では「Handelsabkommen」(アクセス独和辞典で調べれば、通商協定と訳される。)と記述した。本稿は中国の外交档案に依拠することにしたから、中国側の記述を採用する。西独側の档案について、Hans Peter Schwarz (Hrsg.), 1995, Aufzeichnung des Legationsrats I. Klasse Hansen, Bern (21. Juli 1964), Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland 1964, München: Oldenbourg, S. 871-873 を参照。
- 40) 「外交部:対西徳下一歩做法的請示(1964年8月1日)」(外档110-02035-07)。
- 41) 「外交部:辯公会議文件(第1号)(1964年8月22日)」(外档110-01296-02)。「外交部致各駐外使 館、代辯処:関于対西徳的方針(1964年9月2日)」(外档110-02035-07)。
- 42) 潘『百年中徳関係』、山影「中国の対西欧諸国政策 ― 1964 年の中国・西独政府間会談を中心に」

には 10 月 3 日と記述されているが、筆者が閲覧した外交部档案において 10 月 2 日とあるため、本稿では档案資料に依拠する。

- 43) 「駐瑞士使館致外交部:崔参賛与西徳駐瑞士参賛会見情况(1964年10月2日)」(外档110-02035-05)。
- 44) 「美聨社関于我愿接受所謂"西柏林条款"的造謡(1964年11月16日)」(外档110-02035-01)。
- 45) 「告総理対柏林条款問題的批示(1964年11月20日)」(外档110-02035-01)。
- 46) 「外交部致駐瑞士使館:接見西徳参賛时注意事項(1964年11月26日)」(外档110-02035-01)。
- 47) 潘『百年中徳関係』には11月23日と記述されているが、筆者が閲覧した外交部档案において11月27日とあるため、本稿では档案資料に依拠する
- 48) 山影「中国の対西欧諸国政策 1964年の中国・西独政府間会談を中心に」には1月と記述されているが、筆者が閲覧した外交部档案において2月11日とあるため、本稿では档案資料に依拠する。
- 49) 「駐徳使館致外交部: 関于烏訪阿聯事(1965年2月11日)」(外档107-00611-01)。

[付記] 本論文は、葛君氏 (華東師範大学歴史学系・冷戦研究センター) からご助言および研究資料の提供を頂いた。この場を借りて感謝を申し上げたい。